

第3次山梨県食の安全・安心推進計画に係る主な取り組み(令和4年度)

◎:R4の新規、拡充の取り組み ○:引き続き実施の取り組み

| 基本的事項 | 施策 | 取組事項 | 令和4年度の主な取り組み | 関係課室 |
|--------------------------------------|--|-------------------------------|---|------------------------------------|
| 1 生産から消費の各段階における食の安全性の確保 | (1)生産段階における安全性の確保 (第16条、24条) | ①安全・安心な農林畜水産物を生産するための監視・指導の充実 | ○ 残留農薬、放射性物質等の検査(出荷前農産物、野生きのこ、飼料) | 農業技術課、畜産課 林業振興課 等 |
| | | ②GAPや農場HACCP等の生産工程管理の普及・促進 | ○ 国際水準GAPの認証取得支援 ○ やまなしGAPの普及・拡大 ○ 畜産農場におけるHACCP導入支援 | 農業技術課、畜産課 |
| | | ③持続可能な農業生産に向けた取組の推進 | ○ 有機農業、減農薬減化学合成農薬栽培 ◎ 4パーミル・イニシアチブ、アニマルウェルフェアの推進 | 農業技術課、畜産課 |
| | | ④各種認証制度等の運用 | ○ 各種農産物認証制度の運用と消費者への浸透 | 果樹・6次産業振興課、 農業技術課、畜産課等 |
| | (2)製造・加工・販売段階における安全性の確保 (第17条) | ①製造・加工・販売段階における監視・指導の強化 | ○ 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 ○ 給食施設に対する巡回指導 ○ 給食施設従事者や保育士、栄養士等に対する研修の実施 | 衛生業務課、健康増進課、 保健体育課 |
| | | ②HACCPに沿った衛生管理体制の促進 | ○ 食品衛生監視指導計画に基づき計画に基づき実施 | 衛生業務課 等 |
| | (3)消費段階における安全性の確保 (第19条) | ①食の安全・安心に係る各種相談 | ○ 食品安全110番、関係機関等における危害情報の受付 | 衛生業務課 県民生活安全課 等 |
| | (4)健康被害の未然防止 (第26条～29条) | ①県民からの危害情報等に基づく立入検査や措置勧告の実施 | ○ 必要に応じて対応 | 県民生活安全課 衛生業務課 等 |
| | | ②農林水産物の出荷制限の実施 | ○ 該当食品が確認された場合の速やかな実施 | 県民生活安全課 |
| | | ③自主回収についての指導・相談対応 | ○ 国リコール制度創設への対応 | 衛生業務課 |
| | (5)適切な施策実施のための調査研究の推進 (第15条) | ①食品衛生確保のための調査研究 | ○ 食品衛生監視指導計画に基づいて実施 | 衛生業務課 |
| | | ②安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究 | ○ 試験研究機関による栽培方法等の研究 | 農業技術課 食糧花き水産課 等 |
| | 2 消費者の信頼に応えるための正確な情報提供の推進 | (1)適正な食品表示の確保 (第20条) | ①関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施 | ○ 食品の買い上げ調査 ○ 関係機関と連携した食品表示合同調査 |
| ②食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査の実施 | | | ○ 食品表示ウォッチャーからの疑義情報に基づく改善指導の徹底 | 県民生活安全課 |
| ③原産地に関する情報提供の充実 | | | ○ 食品表示合同調査において、食品販売業者に対して制度の啓発及び指導 | 県民生活安全課 |
| (2)食の安全に関する情報の収集と提供の推進 (第19条、28条) | | ①生産者や事業者の履歴情報の記録・保存の促進 | ○ 農薬適正使用の啓発、技術指導 ○ 飼料の適正使用等の生産者への巡回指導、パンフレット等の配布 ○ 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 | 農業技術課、畜産課 衛生業務課 |
| | | ②各種トレーサビリティ制度の運用 | ○ 米トレーサビリティ制度の運用 ○ HPIにおける県産牛肉情報の掲載 等 | 県民生活安全課 畜産課 |
| | | ③食の安全に関する情報提供の推進 | ○ 食品安全110番、関係機関等における危害情報の受付 ○ 食の安全・安心の確保に関する情報の提供 | 県民生活安全課 |
| 3 生産者、事業者と消費者の相互理解と信頼関係の確立 | (1)生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進 (第22条) | ①生産者・事業者と消費者との意見交換の促進 | ○ 食の安全・安心を語る会の開催 | 県民生活安全課 |
| | (2)消費者理解の推進 (第22条) | ①食に関する学習機会の提供 | ○ ふるさと特産品フェア、フェスタまきばの開催 ○ 高校生のあぐり体験事業の実施 ○ 有機農業への理解促進 | 農政総務課、農業技術課 等 |
| | | ②正確な情報発信による事業者と消費者の相互理解の促進 | ○ 食の安全・安心ポータルサイトや各種メディアを媒介した情報提供 ○ 食の安全・安心推進月間の啓発 | 県民生活安全課、衛生業務課 |

| 基本的事項 | 施策 | 取組事項 | 令和4年度の主な取り組み | 関係課室 |
|---------------------|--|-----------------------------|---|------------------|
| 4 食の安全・安心確保のための体制整備 | (1) 食の安全を担う人材の育成 (第11条) | ① 食の安全に係る専門的な知識を有する人材の育成 | ○ 栄養士、調理師、食生活改善推進員、保育所職員等への研修会の実施 ○ 農業管理指導士、農業適正使用アドバイザー認定講習会の開催 | 健康増進課 農業技術課 等 |
| | | ② 地域の活動主体となる人材の育成 | ○ 食育推進ボランティア養成講座の開催 | 県民生活安全課 |
| | (2) 国や関係者と連携した取組の推進 (第9条、12条、13条、30条～32条) | ① 国、市町村、団体等との連携等 | ○ 国と連携した食品表示合同調査の実施 ○ 研修会等を通じ情報交換・意見交換の実施 | 県民生活安全課等 |
| | | ② 危機管理体制の整備等 | ○ 山梨県食の安全・食育推進本部 | 県民生活安全課 |
| | | ③ 食の安全・安心に対して県民意見を反映できる体制整備 | ○ 食の安全・安心審議会の開催 ○ 県民からの施策提案の受付 | 県民生活安全課 |